

徳島県生活交通協議会設置規程

(名称)

第1条 この協議会は、徳島県生活交通協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、生活交通の確保を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり
- (2) 具体的な生活交通の確保に関する計画の策定についての調整
- (3) 地域間幹線系統の確保維持に関する事項
- (4) その他生活交通の確保のために必要な事項

(構成及び組織)

第4条 協議会は、徳島県、四国運輸局、徳島県市長会、徳島県町村会及び一般社団法人徳島県バス協会により構成する。

- 2 協議会の下に、前条各号に係る協議（第8条第2項に該当するものは除く。）を行うため、幹事会を置く。
- 3 協議会の下に、協議会の協議・調整を円滑に行うため、ブロック協議会を置く。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名

- 2 会長は徳島県県土整備部次長を、副会長は四国運輸局徳島運輸支局次長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理し、協議会を招集する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を行う。

(路線からの退出等に係る申出)

第6条 県内の一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）は、その運行する生活路線から退出等をしようとする場合において、道路運送法に定める届出に先立ち、協議会にその旨を申し出なければならない。

- 2 会長は、前項の規定に基づく申出を受けた場合、速やかにブロック協議会に付議するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、徳島県、四国運輸局、徳島県市長会、徳島県町村会及び一般社団法人徳島県バス協会、各ブロック協議会の中から、会長が委員を指名する。

- 2 幹事会の長（以下「幹事長」という。）は、県の公共交通主管課長をもって充てることとし、幹事長は幹事会を招集する。
- 3 幹事会は、会長の指示するところにより第3条各号の事業について協議を行

い、その結果を協議会に報告するものとする。

- 4 幹事会は、調査等の事業を行うために必要と認める場合は、その下に作業部会を置くことができる。
- 5 作業部会の構成員は、幹事会において定める。

(ブロック協議会)

第8条 ブロック協議会での協議の結果は、協議会での協議の結果とみなす。ただし、ブロック協議会はその協議の結果を遅滞なく会長に報告し、会長は直近に開催される協議会において、その内容を構成員に報告するものとする。

- 2 ブロック協議会は、第3条第2号に掲げる事業のうち、第6条第1項に定める申出の他、乗合事業者が運行する生活交通路線（路線定期運行に係るものに限る）の運行計画の変更に係る協議を行うため、個別路線対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 3 ブロック協議会及び検討会に関することは別に定める。

(関係者の意見聴取)

第9条 会長は、協議会、幹事会又はブロック協議会での協議に必要な場合、利用者等関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会及びブロック協議会の参加者は、両会の協議結果を尊重しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと判断する事項について協議等を行う場合は、非公開とすることができる。

(事務局及び経費)

第12条 協議会の事務局は県の公共交通主管課に置く。

- 2 事務局に事務局長、その他の職員をおき、事務局長には県の公共交通主管課長をもって充てる。
- 3 協議会の運営に要する経費は、事務局が負担する。
- 4 第3条第3号に必要な負担については別に定める。

(その他)

第13条 以上のほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年3月19日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年8月28日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年12月18日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年6月14日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年6月1日から施行する。

役員

会 長 徳島県県土整備部次長
副会長 四国運輸局徳島運輸支局次長
構成員 四国運輸局自動車交通部長
構成員 徳島県市長会会長
構成員 徳島県町村会会長
構成員 一般社団法人徳島県バス協会会長